

3 全ての子供たちの未来を応援（「ひろしまファミリー夢プラン」の推進）

〔現況及び施策の方向〕

近年の少子化の急速な進行により、すでに人口減少社会は始まっており、令和 22（2040）年の広島県の総人口は約 239 万人となり、現在の総人口の約 83%となる見込みである。また、15 歳未満人口については、現在の約 66%となる見込みであり、将来の生産年齢人口の減少により、社会基盤の衰退など、様々な分野で影響が生じると言われている。

また、未婚化や晩婚化、核家族化の進行や地域社会の希薄化、女性の社会進出など、社会環境が大きく変化する中で、子供や子育て家庭における課題も変化している状況である。

こうした中、平成 27 年 3 月に「ひろしまファミリー夢プラン」を策定し、少子化対策としての結婚・妊娠・出産支援や保育・子育て環境の整備、仕事と家庭の両立支援、社会的養護が必要な児童・家庭の支援、乳幼児期の教育・保育などの施策を切れ目なく総合的に推進するとともに、プラン最終年次として検証を行い、新たな計画を作成する。

○【新】次期「ひろしまファミリー夢プラン」の策定（予算額 4,934 千円）

ひろしまファミリー夢プラン



【めざす姿】

「家族で住むならこのまちで！」と選ばれるファミリーフレンドリーな魅力あふれる広島県
～具体的な姿～

- ◆ 結婚を希望する人が出会い・結婚できる広島県
- ◆ 子供を希望する人が安心して、妊娠・出産できる広島県
- ◆ 希望する時にいつでも安心して子供を預けて働くことができる広島県
- ◆ すべての県民が子供と子育て家庭を支える広島県
- ◆ すべての子供たちが健やかに育つ広島県

【めざす姿を実現するための姿勢】

- 広島で結婚・妊娠・出産し、子育てしたいと思える環境整備
- 女性の働きやすさ日本一への環境整備
- すべての県民が子育てを支える環境整備
- たくましく健やかに生きる力をもつ子供たちを育成する環境整備



広島県の子ども元気
いっぱいキャラクター
イクちゃん

【施策体系】

- 第 1 節 結婚・妊娠・出産を切れ目なく支援
 - 1 若者の結婚支援
 - 2 若者の経済的・社会的自立への支援
 - 3 不妊治療等支援体制の充実
 - 4 安心して妊娠・出産できる体制の充実
 - 5 小児保健医療体制の充実
- 第 2 節 安心できる保育・子育ての促進
 - 1 安心して預けられる環境整備の促進
 - 2 待機児童解消の強化
 - 3 広島県らしい子育て環境の整備の促進
- 第 3 節 女性の働きやすさ日本一への挑戦
 - 1 女性の活躍促進
 - 2 女性の就業継続への支援
 - 3 女性の就業支援の強化
 - 4 男性の育児参画の推進
 - 5 子育てしながら働き続けることができる職場環境の整備
- 第 4 節 配慮が必要な子供を支援
 - 1 子供と家庭に関する相談支援体制の充実
 - 2 児童虐待防止対策の充実
 - 3 社会的養護体制の充実
 - 4 ひとり親家庭の自立支援の推進
 - 5 障害のある子供への支援
- 第 5 節 たくましく健やかに生きる力をもつ子供たちの育成
 - 1 乳幼児期の教育の充実
 - 2 「知・徳・体」のバランスのとれた子供の育成
 - 3 非行防止と立直り支援

〔事業の内容〕

1 子供見守り支援

【新】子供見守り支援サポート事業（予算額 22,909 千円）

様々なリスクを抱える子供たちを多面的・継続的に把握し、見守り支援する仕組みについて、モデル市町と共同で検討を進め、仕組みを構築する。（令和元年度創設）

2 子供の生活習慣づくり

(1) 朝ごはん推進モデル事業（予算額 25,543 千円）

全ての子供が朝食を食べられる環境を整備し、子供の資質や能力を高めるために必要な生活習慣を身に着けるため、学校の敷地内で子供たちに朝ごはんを提供するモデル事業を実施するとともに、モデル事業の運営面や成果について検証を行う。（平成 30 年度創設）

第 1 表 朝ごはん推進モデル事業実施状況

(単位 箇所)

| 区 分 | 実施市町 | モデル箇所数 |
|-----------|------|--------|
| 平成 30 年 度 | 廿日市市 | 1 |
| | 府中町 | 1 |

(2) 【新】フード・マッチング事業（予算額 18,617 千円）

全ての子供が朝食を食べられる環境を整備するため、安定的かつ継続的に企業などから食品が提供され、希望する家庭や地域でも食材が受け取れる仕組みを構築する。（令和元年度創設）

3 結婚・妊娠・出産を切れ目なく支援

(1) 若者の結婚支援

少子化のひとつの要因である未婚化・晩婚化に対する施策として、若者の出会い・結婚支援を行うこととし、若者が結婚しやすい環境を整備する必要がある。

ア みんなでおせっかい「こいのわ」プロジェクト事業（予算額 26,057 千円）

企業・団体との協働による県民全体の結婚に対する機運醸成を図るとともに、ひろしま出会いサポートセンターに登録している会員の希望に沿った出会いの提供を可能にするための機能強化を行う。（平成 27 年度創設）

イ みんなでおせっかい「こいのわ」イベント事業（予算額 592 千円）

地域で気軽に参加できる小規模イベント「こいのわカフェ」を県内各地で実施する。（平成 28 年度創設）

ウ ひろしま出会いサポーターズ構築事業（予算額 4,832 千円）

地域で結婚支援活動をしている団体を「ひろしま出会いサポーターズ」として任命し、地域での取組を広く発信するとともに、立ち上げや活動を支援する。（平成 27 年度創設）

また、結婚のおせっかいをしたい個人を「こいのわボランティア」として登録し、「こいのわカフェ」で活用する。（平成 28 年度創設）

エ ひろしま出会いサポートセンターの設置運営（予算額 15,329 千円）

未婚者の会員登録や社員の結婚を応援する企業の登録により、結婚・婚活に関する情報のマッチ

ングを図り、若者の行動を支援する。(平成 26 年度創設)

オ 広島県地域少子化対策重点推進交付金による市町支援 (予算額 5,000 千円)

内閣府地域少子化対策重点推進交付金を活用し、少子化対策のため地域の实情に応じて結婚、妊娠、出産、子育て支援に取り組む市町を支援する。(平成 26 年度創設)

(2) 不妊治療等支援体制の充実

ア 不妊治療費の助成 (予算額 141,009 千円)

特定不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額の医療費がかかる配偶者間の特定不妊治療に要する費用の一部を助成する。(平成 16 年度創設)

第 2 表 特定不妊治療費助成状況

(単位 人,件)

| 区 分 | 実人員 | 延件数 |
|----------------|-----|-----|
| 平成 30 年度 | 485 | 820 |
| 平成 29 年度 (注 2) | 484 | 818 |
| 平成 28 年度 (注 1) | 467 | 789 |

(注 1) 広島市, 福山市を除く。(注 2) 広島市, 呉市, 福山市を除く。

イ 不妊検査費等助成事業 (予算額 50,083 千円)

不妊を心配する夫婦に対して、早い段階での不妊検査・治療の開始を促進するため、夫婦が共に不妊検査を受けた場合の検査・一般不妊治療の費用の一部を助成する。(平成 27 年度創設)

また、妊活や不妊に関する県民の意識や現状を把握するアンケート調査を実施し、不妊治療に関する理解の促進と普及啓発を図る。

第 3 表 不妊検査費・一般不妊治療費助成状況

(単位 件)

| 区 分 | 件 数 |
|----------|-----|
| 平成 30 年度 | 721 |
| 平成 29 年度 | 553 |
| 平成 28 年度 | 436 |

(注) 平成 28 年 10 月から助成対象を不妊検査のみから一般不妊治療まで拡大

ウ 不妊専門相談センターの運営 (予算額 4,881 千円)

不妊・不育に悩む夫婦等が気軽に不妊治療に関する適切な情報提供を受け、不妊・不育に関する様々な悩みを相談できるよう、不妊・不育の専門相談等を実施する。(平成 16 年度創設)

第 4 表 不妊専門相談センター利用状況

(単位 件)

| 区 分 | 相談方法別利用状況 | | | | | 計 |
|----------|-----------|-------|-------|------------|-------------|-----|
| | 電話 | F A X | 電子メール | 面接 (医師) | 面接 (助産師) | |
| 平成 30 年度 | 126 | 0 | 56 | 2 | 9 | 193 |
| 平成 29 年度 | 195 | 0 | 33 | 1 | 8 | 237 |
| 平成 28 年度 | 169 | 0 | 51 | 2 | 36 | 258 |

(注) 電子メール相談は、平成 20 年 12 月 22 日から開始。

エ 妊娠 110 番メール相談

妊娠に関する相談支援体制の充実のため、望まない妊娠に悩む妊婦等に対し、メールによる相談を実施する。(平成 24 年度創設)

第5表 妊娠110番メール相談実施状況
(単位 件)

| 区 分 | 相談件数 |
|--------|------|
| 平成30年度 | 100 |
| 平成29年度 | 53 |
| 平成28年度 | 39 |

オ 若年世代への妊娠・出産・不妊に関する普及啓発（予算額 3,964千円）

大学生等が妊娠，出産等に関する正しい理解を習得した上で，自身のライフイベントをポジティブに選択し，実現できるようなセミナーを開催する。

また，高校の養護教諭等を対象に，共通教材（DVD）を活用し，妊娠・出産・子育て，不妊，性感染症・子宮頸がん予防等に関する研修を実施する。

第6表 若年世代への普及啓発事業実施状況

| 区 分 | 実施校 | | 受講者数 |
|------------|--------|-----|------|
| | 高校 | 大学等 | |
| (※2)平成30年度 | - (※1) | 3校 | 266人 |
| 平成29年度 | - (※1) | 5校 | 727人 |
| 平成28年度 | - (※1) | 6校 | 217人 |

※1 高校の養護教諭等を対象にした資質向上の研修会を実施

※2 平成30年度から，ライフデザイン啓発事業として実施

(3) 安心して妊娠・出産・子育てできる環境の整備

ひろしま版ネウボラ構築事業（予算額 100,397千円）

妊娠期から子育て期まで母子保健と子育て支援が一体となったワンストップによる切れ目のないサポート体制「ひろしま版ネウボラ」をモデル的に構築し，保健師等の専門職が全ての家庭を継続的に把握し，必要な支援を確実に提供できる体制を整備し，効果や課題の検証を行うとともに，専門職確保のための研修等を実施する。

(4) 小児保健医療体制の充実

母子保健等の推進

妊娠，出産，育児の切れ目のない支援をめざし，平成27年3月に策定した「ひろしまファミリー夢プラン」に基づき，母子保健対策の推進のため，一次的保健サービスを実施する市町の連絡調整・支援・助言に努める。

ア 養育医療給付（予算額 46,119千円）

医療機関での治療を必要とする未熟児に対し，養育に必要な医療の給付を行うとともに，保護者の育児不安等を解消するため，訪問指導を実施した。

平成25年4月から市町が実施主体となり，市町が実施する医療の公費負担に対し費用の一部を負担する。（負担割合 国1/2，県1/4，市町1/4）（昭和33年度創設）

第7表 未熟児養育医療の給付状況
(単位 件)

| 区 分 | 未熟児養育医療 |
|--------|---------|
| 平成30年度 | 1,925 |
| 平成29年度 | 1,967 |
| 平成28年度 | 1,927 |

イ 先天性代謝異常等検査（予算額 47,385 千円）

フェニールケトン尿症等による心身障害の発生を予防し、早期に適切な治療を開始するため、新生児に血液検査を実施する。平成 25 年 2 月からタンデムマス法を導入した。（昭和 52 年度創設）

第 8 表 先天性代謝異常等検査実施状況

（単位 件）

| 区 分 | 初回検査件数 | 備 考 |
|----------|--------|--|
| 平成 30 年度 | 12,881 | 検査項目：フェニールケトン尿症，メープルシロップ尿症，ガラクトース血症，ホモシスチン尿症，クレチン症，先天性副腎過形成症他 14 疾患（計 20 疾患） |
| 平成 29 年度 | 13,713 | |
| 平成 28 年度 | 14,035 | |

（注）広島市を除く。

ウ 自立支援医療（育成医療）給付（予算額 16,629 千円）

身体上の障害を有する児童で、入院等により確実な治療効果が期待できる児童に対し、必要な医療の給付を行った。

平成 25 年 4 月から市町が実施主体となり、市町が実施する医療の公費負担に対し費用の一部を負担する。（負担割合 国 1/2，県 1/4，市町 1/4）（昭和 49 年度創設・平成 18 年度自立支援医療に移行）

第 9 表 自立支援医療（育成医療）の給付状況

（単位 件，千円）

| 区 分 | 延 件 数 | 金 額 |
|----------|-------|--------|
| 平成 30 年度 | 822 | 10,567 |
| 平成 29 年度 | 914 | 16,083 |
| 平成 28 年度 | 1,074 | 18,119 |

4 安心できる保育・子育ての促進

〔広島県安心こども基金の活用〕

子どもを安心して育てることができる体制を整備するため、国から交付された子育て支援対策特別交付金を原資に、平成 20 年度に「広島県安心こども基金」を設置し、平成 26 年度まで（一部は平成 28 年度まで）の間、待機児童の解消等に向けた保育所等の緊急整備や全ての子ども・家庭への支援などを実施する。

○ 基金の状況

（単位 円）

| 区 分 | 積立額 | 取崩額 | 基金残高 |
|----------|-----------|-------------|---------------|
| 平成 30 年度 | 175,781 | 636,582,000 | 1,193,287,280 |
| 平成 29 年度 | 219,276 | 313,686,000 | 1,829,693,499 |
| 平成 28 年度 | 8,800,526 | 152,341,000 | 2,143,160,173 |

第 10 表 安心こども基金事業一覧（健康福祉局）

| 区 分 | 事 業 名 |
|-----------|----------------|
| 保育サービスの充実 | 保育所緊急整備事業 |
| | 小規模保育整備事業 |
| | 賃貸物件による保育所整備事業 |
| | 認定こども園整備事業 |
| | 小規模保育設置促進事業 |

(1) 安心して預けられる環境整備の促進

ア 多様な幼児教育・保育の受入枠の確保

(ア) 子どものための教育・保育給付費の負担（予算額 10,752,271 千円）

子ども・子育て支援法第 67 条第 1 項に基づき、市町が支弁した特定教育・保育施設に係る給付費の一部を負担する。（平成 27 年度創設）

(イ) 1・2 歳児受入促進事業（予算額 60,694 千円）

待機児童が発生している市町の保育施設に対して、新たな 1・2 歳児の受け入れによる公定価格が人件費相当に達しない場合にその差額を補助する。（平成 30 年度創設）

(ウ) 保育コンシェルジュ等配置事業（予算額 34,500 千円）

保護者の働き方等に合った保育サービスを紹介するコンシェルジュ（子育て経験者等）を配置する市町への補助を行う。また、コンシェルジュに就業支援員の機能を追加することで、子どもを預けて働く保育士への就業支援を行う。（平成 25 年度創設）

(エ) 認可化促進事業の助成（予算額 3,163 千円）

認可外保育施設の認可移行に必要な支援・指導のための経費を負担する市町に対して助成する。（平成 24 年度創設）

(オ) 病児保育事業・広域促進事業の助成（予算額 182,059 千円）

地域の児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等において看護師等が預かる事業及び保育所において通園児の体調不良に対応する保育を行う費用を負担する市町に対し助成する。（平成 19 年度創設）

病児保育室の創設等の費用を負担する市町に対して助成する（平成 29 年度創設）

県境を越えた病児保育相互利用のため、他県を利用した場合に発生する市町への補助金のうち県負担分の県間調整を行う。（平成 29 年度創設）

第 11 表 病児保育事業の状況

（単位 市町、所、千円）

| 区分 | 市町数 | 箇所数 | 補助金額 |
|----------|-----|-----|---------|
| 平成 30 年度 | 18 | 54 | 182,059 |
| 平成 29 年度 | 18 | 51 | 156,918 |
| 平成 28 年度 | 18 | 50 | 145,669 |

（注）広島市及び福山市を含む。〔負担割合 国 1/3、県 1/3、市町 1/3〕

(カ) 事業所内保育施設設置促進モデル事業（予算額 3,320 千円）

子ども・子育て支援新制度において新たな受入枠となる事業所内保育所について、近隣企業との共同設置モデルを県庁自らが実施・例示することにより、県内企業等の設置を促進する。（平成 27 年度創設）

(キ) いつでも安心保育支援事業（予算額 14,348 千円）

認可保育所等を入所待ちとなったことにより、認可外保育施設等を利用することに伴う経済的負担を軽減するため、支援金を支給する。（平成 27 年度創設）

イ 保育士・保育教諭の量的確保と資質の向上

(ア) 魅力ある保育所づくり推進事業（予算額 14,000 千円）

保育施設の勤務労働条件や職員間の雰囲気などを開示することや社会保険労務士等を活用し

た職務環境の向上を図ることにより、保育士を目指す学生等が働きたいと思える魅力ある保育所づくりを推進する。(平成 30 年度創設)

(イ) 保育士キャリアアップ研修事業 (予算額 32,158 千円)

保育士は専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う専門職であり、その専門性の向上に目標を持って取り組めるよう、初任者から管理職員までの職位や職務内容等を踏まえた体系的な研修を構築し、保育の質の向上や新規採用者の人材確保及び保育士の離職防止等を図ることを目的とする。(平成 29 年度創設)

(ウ) 【新】 保育士離職時届制度構築事業 (予算額 21,000 千円)

離職する保育士に対して届出制度を構築することにより、保育士として就業していない保育士を把握し、求人情報の提供や保育士人材バンクでの求職活動支援により、保育士の就職を支援する。(令和元年度創設)

(エ) 【新】 保育士早期復職サポート事業 (予算額 89,640 千円)

保育料無償化の対象とならない3歳未満児を育児中の保育士を対象に保育料の負担を軽減し、早期復職を後押しする。(令和元年度創設)

(オ) 保育士試験の実施

保育士養成施設(学校)を卒業する者以外の者に保育士となる資格を与えるため、平成 28 年度から年 2 回保育士試験を実施する。(昭和 23 年度創設)平成 17 年度から、県が指定した試験機関が実施。

第 12 表 保育士試験の実施状況

(単位 人, %)

| 区 分 | 受験者実数 | 合格者数 | 合 格 率 |
|----------|-------|------|-------|
| 平成 30 年度 | 1,105 | 333 | 30.1 |
| 平成 29 年度 | 1,128 | 365 | 32.4 |
| 平成 28 年度 | 1,329 | 465 | 35.0 |

(カ) 保育士登録の実施 (予算額 9,304 千円)

保育士として業務を行う者の県知事への登録を実施する。(平成 15 年度創設)

登録手数料 申請 4,200 円, 書換交付 1,600 円, 再交付 1,100 円

第 13 表 保育士登録数

(単位 人)

| 区 分 | 新規登録 | 書換交付 | 再 交 付 |
|----------|-------|------|-------|
| 平成 30 年度 | 1,367 | 698 | 42 |
| 平成 29 年度 | 1,436 | 558 | 36 |
| 平成 28 年度 | 1,605 | 516 | 27 |

(キ) 保育士人材確保事業 (予算額 26,424 千円)

保育士人材バンクを運用し、求職者と求人者のマッチングを行うとともに、合同就職説明会や就職支援セミナー、実地研修を実施する。(平成 24 年度創設)

(ク) 産休等代替職員費の助成 (予算額 17,561 千円)

児童福祉施設等の職員の産休又は病休に際して、児童の処遇の確保を図るため代替の保育士等を任用した施設設置者に、その任用に要する費用を助成する。(産休：昭和 37 年度創設, 病休：昭和 49 年度創設)

(ケ) 保育教諭指導力向上事業（予算額 2,513 千円）

公立幼保連携型認定こども園に配置される保育教諭に対し、職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施する。（平成 27 年度創設）

(コ) 保育教諭確保のための保育士資格・幼稚園免許状取得支援事業（予算額 359 千円）

認定こども園に配置する「保育教諭（幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有している者）」において、片方のみを有している者の資格及び免許状取得を支援する。（平成 27 年度創設）

(サ) 保育士の働きやすさ促進事業（予算額 13,351 千円）

保育士の離職防止を図るため、雇用管理改善や勤務環境改善に積極的に取り組む保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の配置に必要な費用等を支援することにより、保育所等における保育士の負担を軽減する。（平成 28 年度創設）

<参考 認定こども園>

幼稚園や保育所等における就学前の子どもに関する教育・保育・子育て支援の総合的な提供を推進するため、「就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成 18 年 10 月 1 日施行）が制定され、都道府県知事による認定制度である認定こども園制度が設けられた。（平成 18 年度創設）

さらに、平成 27 年 4 月から本格施行された子ども・子育て支援新制度において、学校及び児童福祉施設としての位置付けを持つ単一の施設として新たな幼保連携型認定こども園が制度化された。

認定こども園の概要

| | |
|----------|---|
| 機能等 | 認定こども園とは、都道府県知事が定める基準のもと、次の(1)及び(2)の機能を果たすことを目的として設置された施設、又は、幼稚園・保育所等のうち、これらの要件を満たすとして認定を受けた施設である。 (1) 保護者の就労の有無にかかわらず、就学前の子どもを受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能 (2) 地域における子育て支援を行う機能 |
| 類型 | 認定こども園には、地域の実情に応じて次のような多様なタイプが認められている。 (1) 幼保連携型 学校及び児童福祉施設としての位置付けを持つ単一の施設 (2) 幼稚園型 認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ (3) 保育所型 認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもの受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ (4) 地方裁量型 幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ |
| 認可又は認定基準 | 就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定に基づき、県条例（平成 18 年 10 月 16 日条例第 46 号，平成 26 年 10 月 9 日条例第 41 号）で定めている。 |

第 14 表 認定こども園の状況

| 区 分 | 市町数 | 施設数 |
|-------------------|-----|-----------|
| 平成 31 年度 (4/1 現在) | 20 | 169 (129) |
| 平成 30 年度 | 17 | 134 (109) |
| 平成 29 年度 | 14 | 111 (87) |

(注) 施設数欄の () 書きは、幼保連携型認定こども園の再掲である。

(2) 広島県らしい子育て環境の整備の促進

ア 広島県方式“みんなで子育て応援”の推進

(ア) 子育て応援企業の開拓・家庭への周知

企業の子育て応援の取組を引き出すとともに、その取組を積極的に広報することにより、親子で出かけやすい環境づくりを推進する。(平成 21 年度創設)

(イ) 子育て支援活動の推進

外に出て来ない親・出て来られない親を対象として、地域で子育て支援を実施しようとしている団体等に対し、コーディネーターを派遣するなどして後方支援を行う。

イ 子育て支援体制の充実

(ア) 放課後児童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）の助成（予算額 1,678,832 千円）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。(平成 3 年度創設)

第 15 表 放課後児童クラブ事業の状況

(単位 市町, クラブ, 千円)

| 区 分 | 市町数 | クラブ数 | 補助金額 |
|----------|-----|------|-----------|
| 平成 30 年度 | 22 | 763 | 1,460,382 |
| 平成 29 年度 | 22 | 704 | 1,293,859 |
| 平成 28 年度 | 22 | 664 | 1,029,814 |

(注) [負担割合 国 1/3, 県 1/3, 市町 1/3]

(イ) 放課後児童クラブ整備費の助成（予算額 178,600 千円）

放課後児童クラブの設置を促進するため、市町が行う施設の整備に対して助成する。(平成 13 年度創設)

第 16 表 放課後児童クラブ整備費助成の状況

(単位 所)

| 区 分 | 創 設 等 |
|-----------|-------|
| 令和元年度(予定) | 34 |
| 平成 30 年度 | 31 |
| 平成 29 年度 | 23 |

(ウ) 子育て支援従事者の育成・資質向上事業

a 子育て支援員研修事業（予算額 9,237 千円）

子ども・子育て支援新制度において実施される小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の事業や家庭的な養育環境が必要とされる社会的養護については、子供が健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、これらの支援の担い手となる人材を確保するため、地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従

事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関しての必要な知識や技能等を修得するための全国共通の研修制度が創設され、これらの支援の担い手となる「子育て支援員」の養成を図るための研修を実施する。（平成 27 年度創設）

b 放課後児童支援員の認定研修事業（予算額 10,732 千円）

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）に基づき、放課後児童支援員として必要な基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識・技能を習得し、有資格者となるための研修を実施する。（平成27年度創設）

(エ) ひろしま型自然保育の取組を強化（予算額 8,767 千円）

ひろしま自然保育認証制度に基づく認証団体を支援するとともに、都市と自然が融合した本県の子育て環境の魅力をPRする。（平成 29 年度創設）

第 17 表 ひろしま自然保育認証団体

| 認証区分 | 認証団体数（平成 30.4 現在） |
|--|-------------------|
| I 型 （地域の資源を活用した教育・保育を週 10 時間以上実施している団体） | 26 |
| II 型 （地域の資源を活用した教育・保育を週 5 時間以上実施している団体） | 7 |
| 合計 | 33 |

(オ) 寄附を活用した子育て応援事業（予算額 3,033 千円）

ふるさと納税やイオンリテール株式会社、マックスバリュ西日本株式会社及び株式会社山陽マルナカからの寄付金を活用して、子育て中のパパ・ママや子供、子育て支援活動に携わる支援者を対象に、子育ての不安解消や子供の育ちをテーマに全国的にも先進的に取り組んでいる講師を招き、講演会を開催する。（平成 22 年度創設）

(カ) 市町子育て支援事業の助成（予算額 774,326 千円）

全ての家庭を対象とした地域子育て支援の充実を図るため、市町が行う事業に対し助成する。（平成 25 年度創設）

（平成 30 年度）

| 事業名 | 市町数 | 事業名 | 市町数 |
|--------------------|-----|------------------------------------|-----|
| 利用者支援事業 | 15 | 地域子育て支援拠点事業 | 23 |
| 子育て短期支援事業 | 6 | 一時預かり事業 | 20 |
| 乳児家庭全戸訪問事業 | 23 | 子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業） | 17 |
| 養育支援訪問事業 | 13 | | |
| 子どもを守る地域ネットワーク強化事業 | 16 | | |

- (注) 1 平成 27 年度は子ども・子育て支援交付金で対応。
 2 平成 26 年度は保育緊急確保対策事業で対応。
 3 平成 25 年度は安心こども基金で対応。
 4 平成 24 年度以前は国から市町への交付金事業により実施。

(キ) 将来世代応援知事同盟事業（予算額 938 千円）

子育て支援や女性若者支援に積極的な取組を行う 13 県で構成する「日本創生のための将来世代応援知事同盟」において、情報発信や共同事業、国への政策提言に取り組む。同盟県と協働して「将来世代応援知事同盟サミット」を開催。（平成 25 年度創設）

(ク) 乳幼児医療費公費負担事業の助成（予算額 1,797,790 千円）

乳幼児の健康管理と保護者の経済的負担の軽減を図るため、乳幼児の医療費を負担する市町（広島市、呉市及び福山市を含む。）に対し助成する。（昭和 48 年度創設）

| 区 分 | 内 容 |
|------|--|
| 対象年齢 | 入院・通院とも就学前児まで対象 |
| 対象世帯 | 旧児童手当特例給付の所得制限未満の世帯 |
| 助成範囲 | 医療保険各法の規定による療養の給付が行われた場合における保険適用総医療費と保険給付額との差額から、乳幼児医療費における一部負担を控除した額。 【一部負担金】 ・入院：1 医療機関あたり 1 日 500 円（月 14 日を限度） ・通院：1 医療機関あたり 1 日 500 円（月 4 日を限度） |

[負担割合 県 1/2, 市町 1/2]

(ケ) 児童手当等の支給（予算額 6,940,062 千円）

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、市町が行う児童手当の支給に要する経費に対し、負担金を交付する。（昭和 46 年度創設）

| 児童手当の概要 | |
|---------|--|
| 支給要件 | 1 次の全てを満たす場合 (1) 中学校修了までの国内に住所を有する児童（留学中の場合を除く。）を養育していること。 (2) 養育者が国内に住所を有すること。 (3) 父、母の場合は児童と生計が同一。それ以外の養育者の場合は、その児童が父母に養育されず、かつ当該養育者がその児童の生計を維持していること。 2 その他 児童養護施設等に入所している児童についても支給する。 |
| 手 当 額 | ①所得制限額未満である者 3 歳未満 月額 15,000 円 3 歳以上小学校修了前（第 1 子・第 2 子） 月額 10,000 円 3 歳以上小学校修了前（第 3 子以降） 月額 15,000 円 中学生 月額 10,000 円 ②所得制限以上である者 月額 5,000 円（特例給付） |
| 支給月 | 6 月, 10 月, 2 月（各前月までの分を支給） |

ウ 子供の応援団づくり

(ア) 児童福祉月間行事の実施

毎年 5 月を児童福祉月間と定め、この期間に各種行事を実施し、児童福祉の理念の普及啓発を図っている。（昭和 53 年度創設）

平成 31 年度においては、次の事業を実施。

a 児童福祉月間の懸垂幕

- 標 語 「その気持ち 誰かを笑顔にさせる種」
- 掲示場所 県庁（懸垂幕）

b 広報誌等による広報

c 文化施設等の無料開放

5 月 5 日のこどもの日を中心に、県立施設の無料開放を行うとともに、関係市町等にも協力を要請。

d 「子育て応援団すこやか 2019」への参加

個人、地域、団体、企業等が、それぞれの立場で子育てを応援できるネットワークづくりを目指し、家族で参加できる 4 万人規模のイベントを開催。（平成 18 年度から参加）

(イ) 広島キッズシティ 2019 (予算額 1,000 千円)

次代を担う自信に満ち溢れた広島県人を育成するために実施する「広島キッズシティ 2019」へ補助する。(平成 23 年度創設)

(ウ) 子育てポータルサイト運営事業 (予算額 4,692 千円)

子育て当事者や支援者等への的確な情報提供のため、子育て関連情報を集約したホームページ「イクちゃんネット」を運営する。(平成 22 年度創設)

5 配慮が必要な子供を支援

(1) 子供と家庭に関する相談支援体制の充実

ア 地域における子供と家庭に関する相談体制の整備

児童家庭支援センター運営事業の助成 (予算額 41,808 千円)

地域の相談・支援体制を強化するため、児童家庭支援センターの運営費を助成する。(平成 23 年度創設)

イ 児童委員・主任児童委員活動の推進

児童委員・主任児童委員の設置

近年の出生率の継続的な低下等に伴い、「健やかに子供を生き育てる環境づくり」が社会全体の課題となっている中で、地域において児童・妊産婦の福祉に関する相談・援助活動を行う児童委員への期待が高まっている。

このため、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員を設置し、区域を担当する児童委員と一体となった活動を展開することにより児童委員活動の一層の推進を図る。

(児童委員：昭和 23 年度創設，主任児童委員：平成 5 年度創設)

主任児童委員：199 名 (広島市及び呉市・福山市を除く。)(平成 31 年 3 月末日現在)

ウ こども家庭センター (児童相談所) の運営体制の整備

こども家庭センターの設置運営 (予算額 166,571 千円)

県内 3 か所 (西部，東部，北部) にこども家庭センターを設置し，子供と家庭に関する諸問題の相談に応じ，必要な調査・判定を行い，その結果に基づいて児童や保護者を支援する。(昭和 22 年度創設)

なお，平成 17 年 7 月に児童相談所，県立知的障害者更生相談所，県立婦人相談所の機能を統合した，子供と家庭に関する総合的な相談支援機関として「こども家庭センター」を開設した。

第 18 表 こども家庭センターの相談対応の状況

(単位 件)

| 区 分 | 養 護 (うち虐待) | 保 健 | 障 害 | 非 行 | 育 成 | そ の 他 | 計 |
|----------|------------------|-----|-------|-----|-----|-------|-------|
| 平成 30 年度 | 2,730 (2,243) | 0 | 1,796 | 227 | 196 | 31 | 4,980 |
| 平成 29 年度 | 2,493 (2,053) | 2 | 1,789 | 283 | 210 | 38 | 4,815 |
| 平成 28 年度 | 2,596 (2,066) | 6 | 1,944 | 258 | 224 | 37 | 5,065 |

(注) 広島市を除く。

(2) 児童虐待防止対策の連携・強化

児童虐待防止対策事業（予算額 212,158千円）

児童虐待の防止等に関する法律の施行に伴い、児童虐待の早期発見や早期対応、発生予防及び事後ケアまで一貫して施策の推進を図るとともに、こども家庭センターの体制整備、関係機関との連携強化を図る。（平成13年度創設）

| 区 分 | | 事 業 概 要 |
|-------------------|--|--|
| 予 防 | オレンジリボンキャンペーンの展開 | ・児童虐待防止及び里親等，社会的養護についての広報啓発を行い，虐待通告及び被害児童への支援についての県民の理解促進を図る。 |
| 初 期 対 応 | 医療的機能の強化 | ・児童の怪我について診察できる法医学医師を配置するほか，広島県協力基幹病院との連携体制の構築を図る。 |
| 体 制 強 化 | こども家庭支援員の配置 | ・児童福祉司とともに保護者支援等の対応にあたるこども家庭支援員を配置する。 |
| | 親子支援推進員の配置 | ・児童虐待の初期対応等強化及び児童虐待防止啓発のためのスタッフを配置する。 |
| | 法務専門員の配置 | ・常勤弁護士を配置し，法的判断や対応をより迅速・的確に行う。 |
| | 警察との連携強化事業 | ・児童虐待の相談件数の増大，内容の複雑化に伴い，警察とのより一層緊密な連携体制を構築するとともに，困難ケース等へ対応するため，西部こども家庭センターに現職警察官，警察OBを，東部こども家庭センターに警察OBを配置する。 |
| | 児童死亡事案にかかる検証報告書を踏まえた対策 | ・様々な職域で共通して使用できるリスクアセスメントシートを作成し，要保護児童対策地域協議会の実務者会議等に外部の有識者等を派遣する。 |
| | 市町職員等実践力向上研修の実施 | ・市町職員等の専門性強化のための研修を実施し，市町職員等の実践力の向上を図ることにより，地域での対応能力を向上する。 |
| | 児童虐待対応職員の資質の向上 | ・こども家庭センター等の職員の資質の向上と専門性を高めるための研修を開催するとともに各種研修会に参加する。 |
| | 児童福祉施設基幹的職員等研修の実施 | ・児童福祉施設における中核職員に対して専門研修を実施することにより基幹的職員などを養成し，施設内虐待の防止及び入所児童への支援の向上を図る。 |
| | 一時保護所への心理療法士の配置 | ・西部及び東部こども家庭センターに心理療法士を配置し，一時保護した被虐待児童の行動観察や心のケアを実施する。 |
| | 家族及び施設入所児童心理療法の実施 | ・児童虐待等の問題が発生している家庭に対し，西部こども家庭センター医監の指導の下，保護者及び児童へのグループワーク等を実施し，家族再統合を図る。また，児童養護施設に入所している被虐待児や発達障害児に心理療法を実施し，心のケアや行動改善を図る。 |
| 未成年後見人支援事業 | ・親権を行う者がいない児童の日常生活における権利を守るために選任する後見人に対し費用を助成する。 | |
| 退 所 後 の 支 援 の 充 実 | 親子支援プログラムの実施 | ・虐待歴のある親に対し，措置解除等により児童が家庭復帰する際に，より専門的な育児指導や研修等を実施する。 |
| | 児童養護施設等退所児童サポートステーションの設置 | ・乳児院及び児童養護施設等を退所して家庭復帰する被虐待児童等について，退所から退所後の一定期間において，適切な援助等を行い児童虐待の再発を防止するとともに，児童を取り巻くリスクの変化や虐待再発の兆候等を早期に把握することにより，こども家庭センターと連携し虐待防止のための迅速な対応を行う。 |
| | 入所児童等自立支援事業 | ・義務教育終了後，児童養護施設等を退所し就職等する児童等に対し共同生活を営む住居において日常生活上の援助及び生活指導並びに就業支援を行うための施設開設を支援する。 |
| | 退所児童等アフターケア事業 | ・児童養護施設等退所後の生活上の問題への相談に応じ，地域社会における社会的自立の促進を図る。 |
| | 身元保証人確保対策事業 | ・児童養護施設の長等が身元保証人となった場合の損害保険会社に支払う保険料を補助する。 |

(3) 社会的養護体制の充実

ア 児童養護施設等の機能の充実

(ア) 児童福祉施設への入所措置等（予算額 2,924,178 千円）

家庭での養育が困難な児童について、その児童の健全な育成を図るため、乳児院又は児童養護施設への入所措置や里親への養護委託を行う。（昭和 22 年度創設）

また、入所児童の社会性の涵養等を目的に、正月・盆等に一時的に地域の家庭で預かる「ふれあい里親制度」を実施している。（平成 20 年度創設）

第 19 表 乳児院への入所措置の状況

(単位 所, 人)

| 区 分 | 施 設 数 | | | 措 置 人 員 | | | |
|---------------|-------------|-----|---|---------|------|----|----|
| | 公 立 | 私 立 | 計 | 県 分 | 広島市分 | 計 | |
| 平成 31 年 | 県 所 管 | 0 | 1 | 1 | 14 | 3 | 17 |
| | 広 島 市 所 管 | 0 | 1 | 1 | 10 | 13 | 23 |
| | そ の 他 の 所 管 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 | 0 | 2 | 2 | 24 | 16 | 40 |
| 平成 30 年 | 県 所 管 | 0 | 1 | 1 | 13 | 0 | 13 |
| | 広 島 市 所 管 | 0 | 1 | 1 | 13 | 13 | 26 |
| | そ の 他 の 所 管 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 | 0 | 2 | 2 | 26 | 13 | 39 |
| 平成 29 年 | 県 所 管 | 0 | 1 | 1 | 13 | 0 | 13 |
| | 広 島 市 所 管 | 0 | 1 | 1 | 8 | 15 | 23 |
| | そ の 他 の 所 管 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 | 0 | 2 | 2 | 21 | 15 | 36 |

(注) 各年とも 3 月末日現在の数値である。県分に呉市及び福山市を含む。〔負担割合 国 1/2, 県 1/2〕

第 20 表 児童養護施設への入所措置の状況

(単位 所, 人)

| 区 分 | 施 設 数 | | | 措 置 人 員 | | | |
|---------------|-------------|-----|----|---------|------|-----|-----|
| | 公 立 | 私 立 | 計 | 県 分 | 広島市分 | 計 | |
| 平成 31 年 | 県 所 管 | 0 | 9 | 9 | 292 | 59 | 351 |
| | 広 島 市 所 管 | 0 | 4 | 4 | 74 | 153 | 227 |
| | そ の 他 の 所 管 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| | 計 | 0 | 13 | 13 | 366 | 213 | 579 |
| 平成 30 年 | 県 所 管 | 0 | 9 | 9 | 328 | 66 | 394 |
| | 広 島 市 所 管 | 0 | 4 | 4 | 67 | 149 | 216 |
| | そ の 他 の 所 管 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 |
| | 計 | 0 | 13 | 13 | 397 | 215 | 612 |
| 平成 29 年 | 県 所 管 | 0 | 9 | 9 | 321 | 78 | 399 |
| | 広 島 市 所 管 | 0 | 4 | 4 | 51 | 162 | 213 |
| | そ の 他 の 所 管 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| | 計 | 0 | 13 | 13 | 373 | 240 | 613 |

(注) 各年とも 3 月末日現在の数値である。県分に呉市及び福山市を含む。〔負担割合 国 1/2, 県 1/2〕

第21表 里親委託の状況

(単位 世帯, 人)

| 区分 | 登録里親世帯数 | 児童が委託されている里親世帯数 | | 委託児童数 | 新規登録里親世帯数 | 登録解除した里親世帯数 | | |
|-------|---------|-----------------|--------------|-------|-----------|-------------|----|----|
| | | (再掲) 専門里親世帯数 | (再掲) 専門里親世帯数 | | | | | |
| 平成31年 | 県分 | 136 | 2 | 53 | 0 | 56 | 16 | 17 |
| | 広島市分 | 73 | 8 | 37 | 2 | 43 | 12 | 6 |
| | 計 | 209 | 10 | 90 | 2 | 99 | 28 | 23 |
| 平成30年 | 県分 | 137 | 2 | 51 | 0 | 59 | 13 | 18 |
| | 広島市分 | 67 | 8 | 37 | 3 | 40 | 7 | 10 |
| | 計 | 204 | 10 | 88 | 3 | 99 | 20 | 28 |
| 平成29年 | 県分 | 142 | 2 | 42 | 0 | 47 | 18 | 10 |
| | 広島市分 | 70 | 7 | 34 | 3 | 39 | 7 | 7 |
| | 計 | 212 | 9 | 76 | 3 | 86 | 25 | 17 |

(注) 各年とも3月末日現在の数値である。県分に呉市及び福山市を含む。 [負担割合 国1/2, 県1/2]
 [備考] 里親とは、虐待や親の病気、離婚などの様々な事情を抱える児童を一定期間、家庭的な環境の中で養育するため、県知事又は広島市長が登録した者をいう。
 専門里親とは、児童虐待などにより心身に影響を受けた児童を養育する里親をいう。

第22表 小規模住居型児童養育事業所（ファミリーホーム）への委託の状況

(単位 所, 人)

| 区分 | 施設数 | 措置人員 | | | | | |
|-------|--------|------|----|---|----|----|----|
| | | 公立 | 私立 | 計 | | | |
| 平成31年 | 県所管 | 0 | 2 | 2 | 10 | 2 | 12 |
| | 広島市所管 | 0 | 2 | 2 | 0 | 11 | 11 |
| | その他の所管 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 | 0 | 4 | 4 | 10 | 13 | 23 |
| 平成30年 | 県所管 | 0 | 2 | 2 | 10 | 2 | 12 |
| | 広島市所管 | 0 | 2 | 2 | 0 | 11 | 11 |
| | その他の所管 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 | 0 | 4 | 4 | 10 | 13 | 23 |
| 平成29年 | 県所管 | 0 | 2 | 2 | 9 | 2 | 11 |
| | 広島市所管 | 0 | 2 | 2 | 1 | 11 | 12 |
| | その他の所管 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 | 0 | 4 | 4 | 10 | 13 | 23 |

(注) 各年とも3月末日現在の数値である。県分に呉市及び福山市を含む。 [負担割合 国1/2, 県1/2]

(イ) 児童養護施設等の整備

児童養護施設等入所児童の安全・安心の確保を図るため、計画的な整備を推進する。

第23表 令和元年度児童養護施設等整備の計画

(単位 千円)

| 施設種別 | 施設名 | 設置主体 | 整備場所 | 整備区分 | 予算額 |
|--------|-----|---------------|------|--------|-------|
| 児童養護施設 | 仁風園 | (社福) 呉同済義会 | 呉市 | 防犯対策強化 | 1,350 |

(注) 次世代育成支援対策施設整備交付金で対応。 [負担割合：国1/2, 県1/4, 設置主体1/4]

(ウ) 施設入所児童等の育成援助

児童福祉施設入所児童の処遇改善及び健全育成を図るため、次の援助を行う。

児童福祉施設等親善事業への支援

施設入所児童の相互の理解と親善を深めるため、「なかよし運動会」等の各種行事を後援する。

(昭和35年度創設)

イ 里親制度等の推進

(ア) 里親制度普及促進事業（予算額 914 千円）

里親制度の充実・強化を図るため、里親に対する養育技術向上を図る研修を行うとともに、被虐待児の自立を支援する専門里親を育成する研修を行う。（昭和 63 年度創設）

(イ) 里親委託推進支援事業（予算額 10,450 千円）

「里親委託推進員」を各子ども家庭センターに配置し、里親委託の一層の推進と里親及び委託児童の支援充実を図る。（平成 21 年度創設）

(ウ) 里親制度推進キャンペーン事業（予算額 1,816 千円）

里親制度の推進に係るキャンペーンを実施し、里親登録者の拡大及び里親制度への県民の理解を図る。（平成 20 年度創設）

ウ 児童自立支援の充実

児童自立支援施設の設置運営

非行や不良行為を行い、又は行うおそれのある児童及び家庭環境その他環境上の理由により生活指導等を要する児童について、児童自立支援施設（県立広島学園）において、生活指導・学習指導及び職業指導等必要な自立支援を行う。（昭和 23 年度創設）

第 24 表 児童自立支援施設（県立広島学園）入所児童の状況

（単位 人）

| 区 分 | 定員 (暫定) | 小 学 校 | | | | | | 中 学 校 | | | その他 | 計 | |
|---------------|------------|-------|----|----|----|----|----|-------|----|----|-----|---|----|
| | | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 1年 | 2年 | 3年 | | | |
| 平成 31 年 | 県 分 | 19 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 4 | 2 | 2 | 9 |
| | 広島市分 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 0 | 3 |
| | 県外分 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| | 計 | 22 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 5 | 5 | 2 | 13 |
| 平成 30 年 | 県 分 | 15 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 2 | 8 | 2 | 15 |
| | 広島市分 | 13 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 2 |
| | 県外分 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 | 28 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 3 | 8 | 2 | 17 |
| 平成 29 年 | 県 分 | 11 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 6 | 1 | 10 |
| | 広島市分 | 18 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 1 | 0 | 4 |
| | 県外分 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 | 29 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 4 | 7 | 1 | 14 |

(注) 各年とも 4 月 1 日現在の数値である。県分に呉市及び福山市を含む。〔負担割合 国 1/2, 県 1/2〕
暫定定員については、各年とも 3 月末日現在の数値である。

(4) ひとり親家庭の自立支援の推進

平成 27 年 3 月に策定した「広島県ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、就業支援機関との連携強化や施策・制度に関する情報提供を充実するとともに、ひとり親家庭に対する支援を更に拡充する。

ア 経済的支援の充実

(ア) 児童扶養手当の支給

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、児童扶養手当を支給する。

なお、昭和 60 年 8 月の新規認定分からは国に代わり県が、平成 14 年 8 月からは、市及び福祉事務所を設置する町（以下「市等」という。）の区域については県に代わり市等が手当の認定及び支給を行うこととなった。平成 26 年 4 月から、全ての市町が手当を支給しており、県は平成 26

年3月分までの手当の支給のみを行う。(昭和36年度創設)

(イ) 母子父子寡婦福祉資金の貸付(予算額 356,337千円)

母子家庭等に対し、その経済的自立の促進と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、母子父子寡婦福祉資金の貸し付けを行う。

また、母子父子寡婦福祉資金の償還については、借受者に対し、償還計画の樹立や償還準備の指導を行い、その償還促進に努める。(昭和28年度創設)

第25表 母子父子寡婦福祉資金貸付一覧表(平成31年4月1日現在)

| 貸付金の種類 | 貸付対象 | 貸付金額の限度 | 継続資金の貸付期間 | 据置期間 | 償還期間(据置期間経過後) | 利率 | 違約金 |
|--------|---------------------------------------|---|------------|----------------|---------------|------------------------|--|
| 事業開始資金 | 母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦 母子・父子福祉団体等 | 1回につき 2,870,000円 1回につき 4,320,000円 | — | 貸付の日から1年 | 7年以内 | 保証人有 無利子 保証人無 年1.0% | ※納期限から納入の日まで延滞元利金額につき年五・〇パーセント 平成二十七年三月三十一日までの期間については一〇・七五パーセント |
| 事業継続資金 | 母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦 母子・父子福祉団体 | 1回につき 1,440,000円 | — | 貸付の日から6か月 | 7年以内 | 保証人有 無利子 保証人無 年1.0% | |
| 修学資金 | 母子家庭の児童 父子家庭の児童 父母のない児童 寡婦の子 | 学校種別・学校別に貸付限度額が異なる。 高等学校、高等専門学校又は専修学校に修学している児童が、18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより、児童扶養手当などの給付を受けられなくなった場合は、当該修学期間中、当該額を加算した額 | 修学期間中 | 修学終了後6か月 | 10年以内 | 無利子 | |
| 技能習得資金 | 母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦 | 月額 68,000円 必要に応じて、一括して貸付けることもできる。(81万6千円が限度) (自動車運転免許取得 1回につき 460,000円) | 習得期間中の5年以内 | 習得期間終了後1年 | 20年以内 | 保証人有 無利子 保証人無 年1.0% | |
| 修業資金 | 母子家庭の児童 父子家庭の児童 父母のない児童 寡婦の子 | 月額 68,000円 修業中、児童について18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより、児童扶養手当などの給付を受けられなくなった場合は、当該修学期間中、当該額を加算した額 (自動車運転免許取得 1回につき 460,000円) | 習得期間中の5年以内 | 習得期間終了後1年 | 20年以内 | 無利子 | |
| 就職支度資金 | 母子家庭の母又は児童・父子家庭の父又は児童・父母のない児童・寡婦 | 1回につき 100,000円 (自動車購入 1回につき 330,000円) | — | 貸付けの日から1年 | 6年以内 | | |
| 医療介護資金 | 母子家庭の母又は児童・父子家庭の父又は児童(介護の場合は児童を除く)・寡婦 | 医療 340,000円 (所得税非課税 480,000円) 介護 500,000円 | — | 医療又は介護期間終了後6か月 | 5年以内 | 保証人有 無利子 保証人無 年1.0% | |

| 貸付金の種類 | 貸付対象 | 貸付金額の限度 | 継続資金の貸付期間 | 据置期間 | 償還期間(据置期間経過後) | 利率 | 違約金 |
|--------|---------------------------------------|--|---|--|--------------------------------|------------------------|---|
| 生活資金 | 母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦 | (技能習得) 月額 141,000 円 (その他) 月額 105,000 円 | 知識・技能習得期間中の3年以内又は医療介護期間中の1年以内又は離職した日の翌日から1年以内 | 知識・技能習得期間又は医療・介護を受ける期間又は失業貸付期間終了後6か月 | 20年以内(技能習得) 5年以内(医療介護)(失業中) | 保証人有 無利子 保証人無 年1.0% | 一※納期限から納入の日まで延滞元利金額につき年五〇パーセント 平成二十七年三月三十一日までの期間については |
| 生活資金 | 母子家庭の母・父子家庭の父となつて7年未満の者 | 月額 105,000 円 (貸付合計 252 万円以下) | 貸付けを受け始めて概ね3か月以内 | 貸付け期間終了後6か月 | 8年以内 | 保証人有 無利子 保証人無 年1.0% | |
| 住宅資金 | 母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦 | 1回につき 1,500,000 円 (災害、老朽等による増改築等の場合 2,000,000 円) | — | 貸付けの日から6か月 | 6年以内 特別7年以内 | 保証人有 無利子 保証人無 年1.0% | |
| 転宅資金 | 母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦 | 1回につき 260,000 円 | — | 貸付けの日から6か月 | 3年以内 | 保証人有 無利子 保証人無 年1.0% | |
| 就学支度資金 | 母子家庭の児童 父子家庭の児童 父母のない児童 寡婦の子 | 自宅 自宅外 小学校 63,100 円 63,100 円 中学校 79,500 円 79,500 円 小・中学校の就学支度資金については所得税非課税世帯の場合に限る。 高等学校等 150,000 円 160,000 円 私立の高等学校等 410,000 円 420,000 円 修業施設(高校卒業後) 272,000 円 282,000 円 国公立の大学等 370,000 円 380,000 円 私立の大学等 580,000 円 590,000 円 国公立の大学院 380,000 円 380,000 円 私立の大学院 590,000 円 590,000 円 | — | 小学校・中学校・児童が満15歳に達した日の属する学年を終了後6か月を経過するまで その他…就学又は修業の終了後6か月を終了するまで | 10年以内(就学) 5年以内(修業) | 無利子 | |
| 結婚資金 | 母子家庭の児童 父子家庭の児童 寡婦の子 | 婚姻する者一人につき 300,000 円 | — | 貸付けの日から6か月 | 5年以内 | 保証人有 無利子 保証人無 年1.0% | |

(注) 広島市、呉市及び福山市を除く。

(ウ) 母子家庭等緊急援護資金の貸付(予算額 12,500 千円)

母子家庭、父子家庭、寡婦及び父母のない児童に対して、生活の安定を図るため緊急に必要なとする資金を貸し付ける。(昭和53年度創設)

○ 委託先 (一財) 広島県ひとり親家庭等福祉連合会

第26表 母子家庭等緊急援護資金の概要

| 資金の種類 | 貸付理由 | 貸付限度額 | 償還期間 | |
|--------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------|-------|
| 生活安定資金 | 一般 | 経済的に困難な状態にある母子家庭等が緊急の理由で出費を必要とする場合 | 30,000 円 | 3か月以内 |
| | 特別 | 特に経済的に困難な状態にある母子家庭等が緊急の理由で出費を必要とする場合 | 50,000 円 | 6か月以内 |
| 療養資金 | 母子家庭等の世帯に属する者が負傷し、又は疾病にかかり療養を必要とする場合 | 50,000 円 | 3か月以内 (特に必要と認められる場合は、6か月以内) | |
| 結婚資金 | 母子家庭等の世帯に属する者が結婚する場合 | 100,000 円 | 1年以内 | |

(注) 広島市、呉市及び福山市を除く。

(エ) ひとり親家庭等医療費公費負担事業の助成（予算額 535,455 千円）

ひとり親家庭等の健康管理と経済的負担の軽減を図るため、ひとり親家庭等の医療費を負担する市町（広島市、呉市及び福山市を含む。）に助成する。（昭和 54 年度創設）

| 区 分 | 内 容 |
|---------|--|
| 対象者（児） | 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童（以下「対象児童」という。）を扶養するひとり親家庭の父又は母及び対象児童並びに父母のない対象児童 |
| 対 象 世 帯 | 前年の所得税が非課税の世帯 |
| 助 成 範 囲 | 医療保険の自己負担相当額。ただし、法令又は他の制度によって医療費の給付があるときは、その額を控除した額。 【一部負担金】 ・入院：1 医療機関あたり 1 日 500 円（月 14 日を限度） ・通院：1 医療機関あたり 1 日 500 円（月 4 日を限度） |

〔負担割合 県 1/2（広島市は 40/100）、市町 1/2（広島市は 60/100）〕

イ 就業等支援体制の充実

(ア) 母子・父子自立支援員等の設置（予算額 15,814 千円）

母子・父子自立支援員をこども家庭課に配置し、ひとり親家庭及び寡婦に対する相談及び自立に必要な情報提供、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行い、福祉の充実を図る。

また、母子父子寡婦福祉資金（昭和 28 年度創設）等の償還指導を行う福祉債権管理協力員（4 人）を配置し、福祉債権の適正な管理及び確保を図る。（平成 17 年度創設）

第 27 表 母子・父子自立支援員の相談受付状況

（単位 件）

| 区 分 | 生活一般 | 児 童 | 生活援護 | そ の 他 | 計 |
|----------|------|-----|------|-------|-----|
| 平成 30 年度 | 17 | 3 | 20 | 1 | 41 |
| 平成 29 年度 | 12 | 10 | 13 | 0 | 35 |
| 平成 28 年度 | 82 | 15 | 27 | 1 | 125 |

（注）平成 15 年 4 月から「母子相談員」から「母子自立支援員」に名称変更し、市及び福祉事務所を設置する町村も設置主体となり、また平成 26 年 10 月から「母子・父子自立支援員」に名称変更された。

(イ) 母子家庭等自立支援事業

a 就業・自立支援センター事業（予算額 10,683 千円）

母子家庭の母等に対して、就業相談、就業支援講習会の実施から雇用先の開拓など、一貫した就業支援サービスを提供する。（平成 15 年度創設）

母子家庭等における養育費確保促進のため、ひとり親家庭等就業自立支援センターに専任相談員を配置してケース対応による支援や支援者を対象とした講習会を実施する。また、各市町による自立支援プログラム策定などの支援が促進されるよう、市町の母子・父子自立支援員に対する研修などを実施する。（平成 27 年度創設）

○ 委託先 （一財）広島県ひとり親家庭等福祉連合会

b 日常生活支援事業等の助成（予算額 4,740 千円）

自立促進に必要な事由（技能習得のための通学等）又は疾病等により一時的に生活援助、保育等のサービスが必要な母子家庭等の世帯に対して家庭生活支援員を派遣し、必要な生活援助・保育等の事業を行う市町（広島市、呉市及び福山市を除く。）に助成する。（昭和 50 年度～平成 15 年度は（一財）広島県ひとり親家庭等福祉連合会に委託して実施していたものを平成 16 年度から市町への補助事業として再編。）

c ひとり親家庭等生活向上事業（予算額 7,467 千円）

母子家庭等の比較的時間の余裕のある土日祝日に電話相談員を配置し、母子家庭等の相談に対して、適切な助言・指導を実施する。（平成 18 年度創設）

学生等の学習支援ボランティアを募り、ひとり親家庭の児童の学習指導をする。（平成 26 年度創設）

各地域でしつけや育児に関する講習等の生活支援会を開催し、これに合わせて、ひとり親家庭が集い、相互に情報交換や悩みを相談し支え合える場を提供する。（平成 27 年度創設）

ひとり親家庭の児童に、悩み相談を行いつつ、食事の提供や基本的な生活習慣の習得支援を行う。（平成 28 年度創設）

- 委託先 （一財）広島県ひとり親家庭等福祉連合会等

〈参考 各種自立援助対策〉

(1) 製造たばこ小売販売業許可の促進

母子家庭の経済的自立を図るため、母子家庭の母に製造たばこの小売販売業制度を周知させるとともに、その者が優先的に許可されるよう関係機関に対して働きかけを行う。（昭和 28 年度創設）

(2) 公共的施設内への売店等の設置許可の促進

母子家庭の母に適当な職場を確保するため、公共的施設内へ売店等の設置が許可されるよう関係機関に対して働きかけを行う。（昭和 28 年度創設）

(3) 特定者資格証明書等の交付

母子家庭の経済的負担を軽減するため、児童扶養手当を受給している母子家庭の世帯主又は世帯員に対して、JR の通勤定期券が割引される特定者資格証明書及び特定者用定期乗車券購入証明書を交付する。（昭和 43 年度創設）

(4) 母子世帯等の公営住宅への入居促進

経済的な理由で住宅に困っている母子家庭に対する公営住宅の入居について、優先的措置が図られるよう関係者に働きかける。（昭和 28 年度創設）

(ウ) 母子生活支援施設の利用

生活上の諸問題を抱えている母と子に対して、その自立と福祉の増進を図るため、母子生活支援施設において、生活、住宅、教育及び就職についての援助指導を行う。（昭和 22 年度創設）

第 28 表 母子生活支援施設の利用の状況

(単位 所, 世帯)

| 区 分 | | 施 設 数 | | | 入 所 世 帯 数 | | |
|---------------|-------|-------|-----|----|-----------|---------------------|-----|
| | | 公 立 | 私 立 | 計 | 県 分 | 広島市, 呉市, 福山市及び県外 | 計 |
| 平成 31 年 | 県 所 管 | 0 | 4 | 4 | 30 | 37 | 67 |
| | 広島市所管 | 0 | 4 | 4 | 0 | 67 | 67 |
| | 呉市所管 | 0 | 1 | 1 | 1 | 6 | 7 |
| | 福山市所管 | 1 | 0 | 1 | 0 | 2 | 2 |
| | 計 | 1 | 9 | 10 | 31 | 112 | 143 |
| 平成 30 年 | 県 所 管 | 0 | 4 | 4 | 24 | 38 | 62 |
| | 広島市所管 | 0 | 4 | 4 | 1 | 70 | 71 |
| | 呉市所管 | 0 | 1 | 1 | 1 | 8 | 9 |
| | 福山市所管 | 1 | 0 | 1 | 2 | 0 | 2 |
| | 計 | 1 | 9 | 10 | 28 | 116 | 144 |
| 平成 29 年 | 県 所 管 | 0 | 4 | 4 | 24 | 30 | 54 |
| | 広島市所管 | 0 | 4 | 4 | 1 | 69 | 70 |
| | 呉市所管 | 0 | 1 | 1 | 1 | 7 | 8 |
| | 福山市所管 | 1 | 0 | 1 | 0 | 5 | 5 |
| | 計 | 1 | 9 | 10 | 26 | 111 | 137 |

(注) 各年とも4月1日現在の数値である。

負担割合 国 1/2, 県・広島市・呉市・福山市 1/2
(広島市・呉市・福山市を除く市町分については, 国 1/2, 県 1/4,
市町 1/4)